



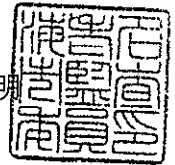
海老名市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年2月3日

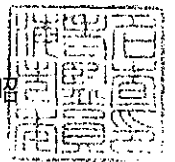
海老名市監査委員

雨宮 徳明



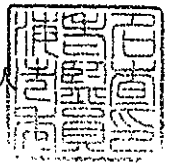
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 納税課
- 2 監査の実施日 令和2年9月25日
- 3 監査結果の公表日 令和2年10月12日(海老名市監査委員告示第11号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
市税過誤納金の還付にあたっては、地方税法第17条の4の規定により還付に至った事由ごとに還付加算金の算定期間が定められている。 今般の定期監査において、過年度市県民税の還付事案で還付加算金の算定期間に誤りがあるものが1件あり、32,100円過払いがあった。	令和2年10月1日に破産管財人に対して、過払い分の返還請求について確認を行うが、債権者への配当を既に完結しており、令和2年3月30日に破産手続を終結していることから返還については不可であるとの回答を受ける。 該当者に対しても破産決定及び免責許可を受けていることから返還請求することはできない。このため、過払い金については回収不能な状態である。 複数人による確認体制を強化すると同時に課税データからのシステム連携による自動化に向けて準備を進めて行く。